

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び関連する会計基準等の公表について【公表議決】

冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び関連する会計基準等の見直しについては、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第1四半期からの適用に向けて同年3月中には基準化する方向で検討していることから、本日の審議により公開草案の公表が承認された場合、基準化までに要するデュー・プロセスを考慮して、公開草案に対するコメントの募集期間を1か月程度としたい旨の説明がなされた。引き続き、会計基準等及びコメントの募集の文案について前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

- ある委員より、コメントの募集期間について、事務局案では、財務諸表作成者が第3四半期決算で多忙な時期に重なるが、本会計基準等の見直しは平成23年4月1日以後開始する連結会計年及び事業年度の第1四半期からの適用が必須であることを考慮すれば、適切な期間設定であると思われるという意見があった。
- あるオブザーバーより、「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」では第70項が改正予定とされていないため、有価証券報告書における各四半期別の企業業績の要約開示は見直し後も従前どおり四半期会計期間で行うこととされているのかという質問があった。これに対して、金融庁オブザーバーより、各四半期別の企業業績の要約開示は四半期財務諸表における開示対象期間に合わせて当該開示は四半期累計期間で行うとともに、1株当たり四半期純利益については四半期会計期間に係る数値も併せて記載する方向で検討していること、また四半期報告書のいわゆるハイライト情報(主要な経営指標等の推移)において四半期会計期間に係る1株当たり利益を引き続き記載する方向で検討している旨の説明があった。

事務局からは上記の質疑応答への対応として、本会計基準等の公開草案と同日に公表予定の開示府令改正案と内容の整合性を確保するため、「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」第70項に、「平成XX年改正会計基準では四半期報告書に含まれる四半期損益計算書等の開示対象期間は期首からの累計期間を基本とすることから、年度の財務情報として記載される四半期別の売上高や四半期の純損益などについても、それに合わせた対応が必要と考えられる。」という文言の追加を行うことが提案され、それに基づき採決が行われた。その結果、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席委員11名全員の賛成により、会計基準及び適用指針の公開草案の公表が承認された。

以上